

令和6年度第2回神奈川県再犯防止推進会議 議事録

日時：令和7年1月31日（金）10時～12時

会場：横浜保護観察所 研修会議室（よこはま新港合同庁舎4階）

1 開会

（事務局から委員の出欠状況を報告）

2 あいさつ

（笠井地域福祉課長）

3 議事

(1) 神奈川県再犯防止推進計画の令和5年度評価まとめについて

（小西座長）

おはようございます。本日は令和6年度第2回の再犯防止推進会議ということで、内容といたしましては、まず、前回もご検討いただきました令和5年度の評価まとめについての確認、また、本日まで出席いただいております相模原市、横須賀市のご担当者の方からの再犯防止の各市における取組、また、構成員の皆様の情報交換ということで議事を進めさせていただきます。

先ほどの笠井課長からのお話にもございましたが、本日は、各市区町村の皆様にオブザーバーとしてご出席いただいております。本年度から第2期ということで神奈川県の再犯防止推進計画も進められておりますが、この中でも、市町村への支援とネットワークの構築というのが大きな1つの柱として立てられております。

横須賀市及び相模原市の各ご担当者の方からのご報告、また、構成員の皆様の情報交換、こうしたところを通じて、この会が情報・知見の共有の場になればと考えておりますので、本日もよろしくお願いいたします。

では、最初の議題に入っていきたいと思います。議題1ですが、神奈川県再犯防止推進計画の令和5年度評価まとめについて、事務局からご説明をお願いいたします。

<事務局、資料1「神奈川県再犯防止推進計画（第1期）令和5年度評価まとめ（案）」を説明>

（小西座長）

ありがとうございます。前回の議論を踏まえまして、このグレーの網がかかった箇所

の修正をいただいたということでご説明をいただきました。とりわけ、前回鍛冶委員からご指摘のあった数値を示すということは、施策のアウトプットを明確に示すということにもなりますので、評価をしていく上での1つのエビデンスを示すということにもつながるかなと思います。ご説明いただきました点について、委員の皆様からご意見等ございますか。

(薬師寺委員)

評価のところでございますが、今回修正をいただきまして、9ページの取組実績のところで町村域の自立相談支援機関の実績件数を入れていただきました。10ページにその評価案として書いてあるところですが、前回、ご意見は出てこなかったと思いますが、最後の段落のところで、生活困窮者自立支援では、「町村やハローワーク等の関係機関とより一層連携していくことが求められる」という記載がございます。町村の相談、自立支援事業は私ども県社協が県より委託を受けて相談支援事業をやっておりますが、町村だけではなくて町村の社会福祉協議会、また、ハローワークだけではなくてその地域にありますNPO法人とも連携をしているところがございます。今回の第2期計画の趣旨がネットワークの構築であるならば、実際の連携先を少し追記していただくと読んだ方もわかりやすいと思います。

(事務局)

ご意見ありがとうございます。お話のとおり修正させていただくようにいたします。

(小西座長)

ありがとうございました。

確認ですが、3ページの取組実績の○の3番目の3行目の「対象となっている企業は5者」についてですが、前後の文章では会社の「社」ですけど、ここのカウントの仕方だと「者」で表記するということで問題ないでしょうか。

(事務局)

ご指摘ありがとうございます。会社以外の団体等が入っている可能性もございますので、どちらが正しいかは事業所管課に確認させていただきます。

(柳川委員)

23ページの取組実績、一つ目の○で「社会を明るくする運動」への支援の記載がありますが、40万の予算が適当かは別問題として、もう少しPRできる方法はないものかと思います。再犯防止と、私どもは更生保護と二本立てでやっているのですが、なかなか県民や市民にこの運動が浸透しません。

また、作文コンテストは、小学生、中学生が一生懸命書いてくれるのですが、夏休みの時期はあらゆる作文コンテストがあるので、もう少し時期をずらせるものなのかお伺いしたいと思います。

(小西座長)

ありがとうございます。作文コンテストは、県ではなくて国でやっているものでしょうか。作文コンテストの実施方法などについて、検討の余地があるかということですかね。開催時期が夏休みだと難しいとお話があったのですが、時期は動かせないものですか。

(中原委員)

作文コンテストは、法務省が定める実施要領に基づいて行われており、実施時期等を当県だけで変更するというのはなかなか難しいかと存じます。ただ、このような要望はこれまでもいただいており、法務省にも伝えているところではございます。

(小西座長)

ありがとうございます。広報については、今後県としてもさらに工夫していくということですかね。

(事務局)

予算的な部分はなかなか厳しいところもあるかと思いますが、お金をかけずにできることもあるかと思うので、引き続き工夫させていただきたいと思います。

(小西座長)

ありがとうございます。他にはよろしいでしょうか。

(柳川委員)

小学生、中学生はかわいそうなくらい夏休みの作文コンテストに追われています。最低でも5つ、少し複雑になると7つや8つもあります。同じ法務省でも、社会を明るくする運動や犯罪予防、人権の作文があったり、その他に県の中学生の主張、福祉の作文、税の作文、読書感想文等キリがないぐらいです。子どもたちは涙が出るような本当に素晴らしい作文をたくさん書いてくれるのですが、作文の選択肢が余りにも多すぎると感じます。それぞれの団体が実施しているので、調整は難しいかもしれませんが、時期やスタンスが整理できたらと思います。作文をたくさん書くことは、子どもたちの成長のためにも良いのではないかなと思います。あくまでも意見でございますので結論は求めています。

(小西座長)

ありがとうございます。では、事務局におかれましては、これまで出てきたご意見を踏まえて修正を進めていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

(2) 市町村における再犯防止の取組について

(小西座長)

続きまして、議題2に移ります。市町村における再犯防止の取組についてということで、本日はオブザーバーとして市町村担当者の皆様にもご参加をいただいております。まず、その経緯等につきまして、事務局からご説明をお願いいたします。

(事務局)

国の第二次再犯防止推進計画におきまして、都道府県の役割として域内のネットワーク構築が明記されました。それを受けまして、県の第2期再犯防止推進計画においても「市町村への支援とネットワークの構築」という柱を新たに設けまして、市町村の皆様と保護司などの民間団体であったり、そして保護観察所などの国機関をつないでいき、地域社会における支援連携体制の強化を目指すこととしております。そのネットワーク構築の一環としまして、今回の会議から市町村の担当者の皆様にも参加をしていただくことといたしました。

(小西座長)

ありがとうございます。ただいま事務局からもご説明のありましたとおり、本日は市町村の担当者の皆様にご出席をいただいておりますので、取組のご紹介をしていただければと思います。

まず、相模原市生活福祉課の原様よろしくお願いいたします。

<相模原市、資料2について説明>

(小西座長)

ありがとうございます。続きまして、横須賀市市民生活課の日下課長、よろしくお願いいたします。

<横須賀市、資料3について説明>

(小西座長)

ありがとうございました。相模原市、横須賀市のご担当者様からご説明いただきましたが、ご紹介いただきました取組について何かご質問等ございますか。

(志村委員)

ただいまの相模原市と横須賀市の発表について、大変いい内容だなと思って感心しておりますし、ぜひこれからもよろしくお願いいたしますと思います。

再犯防止の取組は、国から始まりましたが、国民全体で動かなければいけないということで、県や市町村も取り組んでいるところですが、県下全部の市町村に再犯防止の組織や担当の部署はあるのですか。この資料（オブザーバー出席者の一覧）を見ると、例えば小田原市は載っていないんですよね。

(事務局)

市町村ごとに再犯防止施策をご担当いただいている部署がありまして、取組もそれぞれの市町村の実情に応じてやっただいただいているところですが、皆さんのご都合もありますので、本日全員が出席というわけではありません。

(志村委員)

小田原市にそういった組織があるとすれば、更生保護施設や刑務所が入っていると思うのですが、私たちに呼びかけが一切なかったんですよね。再犯防止には協力しているのですが、そういう組織に入ってほしいとか会合をやるというのは、一切言われていないもので。その辺りを調べてもらえるとありがたいです。

先ほども保護司の面接場所確保の話がありましたが、県下4ヶ所ある更生保護施設は、保護司に面接場所を無料で提供するという事で全面的に協力することになっています。いつでも安心して面接ができるように、更生保護施設も協力させてもらっていますので、よろしくお願いします。

(事務局)

補足をさせていただきます。各市町村で所管課を決めていただき、取り組んでいたところですが、今、横須賀市様からご紹介いただいたような連絡会議を設けているかどうかというところは別の話でございますのでご承知おきください。

(小西座長)

ありがとうございます。他に何かご質問等ございますか。事務局の方から何かありますか。

(事務局)

横須賀市の日下課長にお伺いしたいのですが、資料３―１の横須賀市再犯防止対策連絡会議について、設置したメリットの中で、顔の見える関係となった機関が新たな取組を開始するようになったというお話があったと思うのですが、こういった取組をされるようになったのかご存じでしたら伺えればと思います。

(横須賀市)

横須賀刑務支所の受刑者の方が、実際にハローワークへ行って就職活動といいますか、仕事を探すような形の取組をハローワークと横須賀刑務支所のつながりで行うことになったと報告を受けたところでございます。

(事務局)

ありがとうございます。

(小西座長)

他に何かご質問等はよろしいでしょうか。本日ご報告いただきました原様、日下課長ありがとうございました。

(3) その他

(小西座長)

次の議題に進めたいと思います。議題３の「その他」ですが、せっかくの機会ですので、各団体、機関の取組について、情報交換を行いたいと思います。こうした情報交換は、再犯防止の推進に向けて関係機関が連携して取り組むということにもつながっていくかと思います。今年度の取組と今後の取組、来年度に向けた取組方針などお話いただけるものがありましたら、各構成員の皆様からお話いただきたいと思います。

まず、竹内委員お願いいたします。

(竹内委員)

私どもは、関係機関と連携しながら就労支援をしているＮＰＯ法人です。行政の委託事業を行っているのですが、平成２６年からは、法務省の更生保護就労支援事業、平成２７年から厚生労働省の刑務所出所者等の就労支援事業、平成２８年からは神奈川県刑務所出所者等就労支援事業という３つを委託事業として行っています。

少し紹介させてもらいますと、今年の実績で、法務省の関係では、就労支援について１２０人を対象とした依頼があるのですが、昨日までの段階で１２８人を対象に支援しています。厚生労働省の関係では、専用求人登録を８４０件出して欲しいという依頼があるのですが、１２月末で１,０００件を超えているという状況です。それから、神奈川県の定着支

援事業では、100件という話をいただいていますけど、昨日の段階で91件ですので、2月と3月合わせれば、目標数値に達成するのではないかと考えております。

また、協力雇用主に対する研修会ということで、多摩少年院でも実施しておりますし、今月末は、保護観察所で研修を実施する予定です。

そして、機構の独自事業として、少年の職場体験事業を実施しています。今年度は、現在まで3件実施しました。ただ、体験先の事業所を新たに2件増やしました。これは少年の要望があるということで、新しい事業所の体験先を確保して、体験を生かすというところです。

それから、関係機関からの要請も結構来ています。弁護士からは、就労支援をやって欲しいということで、今年は8件依頼を受けています。あと、家庭裁判所の調査官、協力雇用主からも、それぞれ1件受けています。また、珍しいケースなのですが、協力雇用主が近隣住民から、息子を助けて欲しいと頼まれたということです。ただ、その協力雇用主は、採用する予定がないため、私たちに協力依頼があつて動いたというところですが、この協力雇用主と地域住民は顔なじみでもなんでもない初めてお目にかかる方だったのですが、そのお母さんが一生懸命調べられて、協力雇用主にたどり着いたそうです。保護司もなかなか認知されないという話もあるのですが、協力雇用主も少しずつ認知されてきたのかなと感じております。

もう1つは、横浜刑務所との企業説明会の開催です。既に横浜刑務所は、年1回ないし2回、企業説明会を実施していますが、非常に大きな形で事業者も限られているということで、神奈川県内には素晴らしい事業者があるということを周知する、認知してもらうということで、フェスタという形で刑務所と機構と連携して、企業説明会を順次実施していこうということになりました。

それから、令和7年度の取組についてですが、協力雇用主のための雇用の手引きという冊子を作りましたので、こちらを活用しようというところです。初めて対象者を雇用する事業所から質問や相談を受けることが非常に多いということで、当機構がどのように答えてきたのかをQ&Aの形で作った冊子です。もちろん保護観察所或いは社労士の監修を受けています。この冊子を今後の協力雇用主の確保、或いは事業の推進に使っていこうと考えております。

(小西座長)

積極的な支援の状況につきまして、ご報告いただきありがとうございます。続きまして高橋委員お願いいたします。

(高橋委員)

私ども神奈川県労働局は、国の機関として、こちらの刑務所出所者等就労支援事業ということを、主たる関係機関である横浜保護観察所、横浜刑務所、横須賀刑務所、久里浜

少年院の各ご担当の皆様方と一緒に連携して、入所者の出所時に無就業でなく、就業先を決定した上で、社会に復帰できるようにというところを目的として取り組んでおります。

具体的には、各施設を管轄しておりますハローワーク横浜、ハローワーク横須賀の職員等が実際に現地訪問させていただいて、個々に職業理解ですとか、職業相談、それから、職場体験など、様々なメニューを活用した上で、各施設とご協力をいただきながら実施しているところでございます。

無就業で出所した場合の再犯率が高いというところが問題だということで、こちらの事業については、出所するまでに1人でも多くの方に就業先を見つけていただくためにハローワークとしても、協力しているところでございますので、今後とも各関係機関の皆様のご協力いただきながら就業支援に取り組んでいきたいと思っております。

(小西座長)

ありがとうございます。受刑者の就労支援における連携についてご説明いただきました。続きまして、太田委員お願いいたします。

(太田委員)

私どもの令和6年度の事業につきまして、特別調整、被疑者等支援業務の件数は従来どおりでございます。

従来どおりの事業と申しますのは、5つございまして、1つ目は矯正施設等入所中のうちから対象者と面談し、福祉、介護、医療、年金その他各種サービスのニーズ確認を行うコーディネート業務。2つ目は受入施設などへの訪問による生活状況の確認、助言、行政手続きの支援、合同支援会議の実施などであるフォローアップ業務。3つ目は相談や関係機関への橋渡しである相談支援業務。4つ目は福祉、介護、医療、年金、その他の各種サービスの利用調整、釈放後の継続的な援助である被疑者等支援業務。5つ目は、研修や事例検討会などを開催し、地域と司法をつなぐ普及啓発活動でございます。警察にまだ拘留されている状況で面接を行い支援する被疑者等支援業務に関しましては、特にもう1つ別枠で設けている感じでございます。

令和7年度の事業については、現在計画中でございまして、従来どおりのこの事業に加え、地域関係機関に向けての研修を充実させたいと思っております。センターは神奈川県社会福祉士会が受託しておりますので、神奈川県社会福祉士会8支部の地域の実情に合わせた研修を行います。また、研修施設の見学やコロナ明け今年度から再開させていただいております上映会や、地域の皆様のネットワークづくりであるお互いを知るプロジェクト等を引き続き開催しようと考えております。

(小西座長)

ありがとうございます。コーディネート業務、フォローアップ業務などの5つの業務についての令和6年度の活動についてのお話と今後の方針についてお話いただきました。続きまして植松代理お願いいたします。

(植松代理)

神奈川県及び関係各機関の皆様におかれましては、日頃から横浜地方検察庁が取り組んでおります被疑者等の入口支援に格別のご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。本年度も当庁の社会福祉アドバイザーによる支援方策のもと、地方自治体等の関係各機関にご尽力いただきまして、数多くの入口支援をすることができました。

ご承知のとおり、検察庁の入口支援においては、検察庁自体に具体的な支援を行う機関や制度が備わっているわけではないので、あくまでも社会復帰支援等が必要な被疑者等を関係各機関につないで、関係各機関に支援を行っていただくということになります。ですから、関係各機関の皆様に、検察庁の入口支援を周知させていただいて、ご理解をいただきたいと思います。

これまでも、神奈川県再犯防止推進会議のような会議等において、機会あるごとに入口支援の説明をさせていただくなどしておりますが、支援策を実際にお願ひする地方自治体の窓口担当者には十分に理解していただけていないように感じることもあります。それは、窓口担当者等に、検察庁が入口支援の取組を行っていることや、その内容が周知されていないためか、担当者等に連絡してもスムーズに支援策が進まないことがあるからです。支援対象者が身柄を勾留した被疑者である場合、身柄拘束の期間が限られており、その期間に支援策を決めなければならないことから、連携してスピーディーにご協力していただくためにも、全ての福祉等の窓口担当者に、入口支援の内容や現状を知っていただきたいと思います。

そこで、令和6年度から当庁の社会福祉アドバイザーと担当事務官等が実際に各地方自治体に伺い、福祉や高齢者支援等の窓口担当者に直接入口支援の取組や現状を説明させていただいております。これは引き続き来年度も各地方自治体の担当者に直接進めさせていただきます。

また、更生緊急保護をお願いする保護観察所との連携を深めるため、来月、保護観察所の保護観察官と当庁の担当事務官が更生緊急保護等の実務に関する協議を行う予定です。

さらに、充実した入口支援を行うためには、他機関の関係者の方々に関わってもらう必要があるということから、本年度は、各地方自治体の福祉担当者や就労支援関係者、医療関係担当者等に出席していただいている横浜地検が主体となっている対象者のケア会議の開催を増やして行い、有効な支援策の方向性を示すことができておりますが、来年度も引き続き、必要に応じて対象者のケア会議を行い、実効性のある支援策につなげたいと考えております。なお、このケア会議においても、出席していただいた関係各

機関の方に当庁の入口支援に関するリーフレットをお配りするなどして、入口支援の周知を図っております。

最後に、一般市民にも当庁での入口支援を知ってもらう必要があると考えております。なぜなら、入口支援には、地域住民の方の理解を得ることが必要であるし、支援の対象者が不起訴や執行猶予に付された者など、服役しない全てのものに支援していると思われると、犯罪をした者に手厚く施策を施していると受け取られ、市民の理解を得られない可能性があるからです。支援の対象者はあくまでも障がいを持ったり、高齢であったり、薬物等の中毒者であるなど、生きづらさを抱えた人のみであり、こういった対象者が再犯することのないように支援することで、地域社会の安全を守ることができることを理解していただく必要があります。

当庁のホームページや保護司等に対する当庁の業務についての説明会において、入口支援を紹介しておりますが、引き続き機会があれば、市民に対しても、入口支援の啓蒙活動をしていきたいと考えております。

(小西座長)

ありがとうございます。入口支援の連携をさらに促進するため、様々な取組をされておられるとともに、市民にも正確にご理解いただくための取組についてもお話をいただきました。続いて、関口代理をお願いします。

(関口代理)

現在、久里浜少年院では 60 名の在院者が共同生活を送っております。本日は社会とのつながりについてご紹介をするよう伝えられて参りました。

直近では、1 月にいわゆる成人式、はたちの集いというものを少年院でも行いまして、その際には横須賀市長様からお祝いの言葉ですとか、関係団体の方からお祝いの品などをいただいて、少年院の中で人生の節目を迎えるということに少し複雑な気持ちを抱いていたという在院者たちも喜びの声を日記に記しているところでございます。

また、社会とのつながりということで、特に力を入れているのが社会貢献活動、いわゆるボランティア活動ですけれども、3 点ご紹介させていただきます。

まず、花を育てると書いて花育という活動です。これは、なかなか外に出て活動することが難しい在院者にとっても達成感、社会の方とのつながり、感謝されることで自己肯定感を育める活動は何かないかということで、胡蝶蘭を在院者が育てて、その花を近隣の関係する福祉団体、障がいを持つお子さんが暮らす施設ですとか、高齢の方が暮らす施設、海外からの難民の方が生活している施設などにメッセージを添えて寄付、贈呈をしております、今月贈呈式を行ったところです。こちらについては、最初の数年は限られた在院者が育てていたのですが、昨年度から在院者全員が育てています。自分の居室の中で花に目を当て今日は冷たくなっていないだろうかと、自分の子どものように

というのは変ですけどもかわいがって育てたものを贈り、贈られた先で、どういうふうに展示をされ、利用者の方から感謝の言葉をいただくというようなやりとりが生まれました。

2点目につきましては、今年度の秋口から始めたところですが、近隣の高齢者施設でお使いになっている車椅子を週に3台ずつ受け取って参りまして、調整や清掃をして、在院者がメッセージを添えてお返しをする活動を始めたところです。

3点目については、当院のアグリコースで行っている農業のところですけども、じゃがいも、さつまいも、小松菜、青梗菜、茄子などを育てて、それを国で買い取り、自分たちの炊事の食材としても使用しておりますが、余剰が出た分を横須賀市内のこども食堂にメッセージを添えて寄贈する活動を今年度から始めたところです。

少年院の中で暮らしている在院者は、自分たちの問題性や帰る先の環境等生活設計について日々考えていますが、社会で応援してくれている人がいるということに日常的に触れることが難しいので、こうした活動を通じて感謝の言葉をいただくということが励みになっていると聞いております。

(小西座長)

ありがとうございます。久里浜少年院での社会貢献活動ということで3点の取組をご紹介いただきました。最初の花育については、第2期の神奈川県再犯防止推進計画でも43ページに写真入りで詳しく掲載、説明されていますので、後日、計画を見ていただければ詳しい内容がわかるかと思います。続きまして、山内代理お願いいたします。

(山内代理)

少年鑑別所という組織は、収容している非行少年は家庭裁判所の終局処分決定前であり、再非行防止に向けたプログラム等を実施する立場にないという点において、同じ矯正施設でも保護処分を執行している少年院、或いは刑事処分を執行している刑務所とは甚だ少し性格が異なりまして、再犯、再非行防止というものに直接寄与するということは難しいのですが、適切な処分選択に資する鑑別、少年の健全育成を見据えた観護処遇、それから地域援助を通じて、その役割を果たしているところでございます。

特に、地域援助というスキームを使いまして、会議体への参加、それから講演、講話への講師派遣等により顔の見える関係を構築しながら、引き続き、再犯、再非行防止に尽力していきたいと思っております。

(小西座長)

ありがとうございます。地域援助を中心として、少年鑑別所の役割についてお話いただきました。では、山岸代理お願いいたします。

(山岸代理)

横浜刑務所におきましては、こちらの評価まとめの方にも記載されておりますけども、収容中の受刑者に対して矯正処遇として、刑務作業、職業訓練、改善指導を在所中から実施いたしまして、出口支援に向けましては、社会復帰支援として、横浜保護観察所、神奈川県地域生活定着支援センターと連携をした特別調整を始めとする福祉的支援、それから、ハローワーク横浜、横浜保護観察所、神奈川県就労支援事業所機構と連携した就労支援を進めているところでございます。

先般、企業説明会を実施いたしましたけども、実際に雇用している企業の声を聞くことで、今まで就労支援を希望していなかった受刑者が新たに就労支援を申し込むというようなこともあり、先ほど竹内委員からもご紹介がありましてとおり、こういった企業説明会をこれからも開催することで、社会復帰支援を推進していくところでございます。

またこういった社会復帰支援ですとか、再犯防止施策の広報として、毎年11月には横浜矯正展を開催させていただいており、今回お配りしましたが2月8日土曜日の午後から2月9日の日曜日にかけまして横浜市役所のスペースを一部お借りしまして横浜みなとみらい矯正展を開催する予定となっております。もしご都合よろしければ足を運んでいただけると幸いです。

横浜刑務所におきましては、令和7年6月の拘禁刑施行に向け、一番大きな変革期を迎えているところでございます。従前は犯罪傾向の進度によって大きく2つの分け方で、刑事施設に収容されていたところではございますけれども、令和7年6月からは、矯正処遇課程というような形で24課程に分けまして、それぞれの問題に応じた矯正処遇を実施していくことになるというふうな方針が今示されております。横浜刑務所を含め、全国の刑事施設が準備を進めているところでございます。来年度につきましては、詳細について改めてご報告ができるかと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(小西座長)

ありがとうございます。現在の社会復帰支援の取組、また、横浜みなとみらい矯正展の開催予定と、この6月に施行される拘禁刑に向けて、矯正処遇課程の方針についてお話しいただきました。また、来年度になるかと思いますが、次回の会議では施行されることになった拘禁刑の処遇の状況などについてお話をいただけるのではないかと思います。続きまして、中原委員お願いいたします。

(中原委員)

私の方からは、ご報告とご協力のお願いをさせていただきたいと思っております。

まず1点目としまして、令和5年3月に第二次再犯防止推進計画が閣議決定しましたが、その計画の中で、施策の1つとして設置されました、持続可能な保護司制度の確立

に向けた検討会には小西座長、柳川委員のお2人も参加されておられましたが、令和6年10月に、検討会の報告書が法務大臣あてに提出されました。法務省ホームページに、報告書、検討会の概要等アップされておりますのでご覧いただければと思います。報告書には、今後こうしていく施策等として、78の施策が盛り込まれておりまして、それらを実施していくところでございます。大津の事件を受けまして、安全確保対策含めて、法務省そして横浜保護観察所において、着実に実行しているところです。

例えば、横浜保護観察所長が地区保護司会長とともに各市町村長を訪問させていただいております。自宅での面接について不安を感じている保護司がいらっしゃいますので、面接場所の選択肢を広げるということで、公共施設の使用協力をお願いしております。また、自治体における保護司セミナーの実施ということで、川崎市が行ったセミナーに協力いたしました。

来年度に向けては、保護司がより保護司研修に参加しやすいよう、デジタル環境の整備を引き続き行っていくとともに、研修の実施日等についても再検討をしているところでございます。

また、神奈川県の新規防止推進計画第2期において、「性犯罪をした者への対応」として、性犯罪再犯防止プログラムを実施している保護観察所や医療機関等の取組や、性犯罪をした者の実態や課題について、各関係機関で情報の共有を図り、意見交換を行うとされておりますところ、昨年11月14日の神奈川県主催の市町村担当者研修会におきまして、性犯罪の再犯防止をテーマに、保護観察所で実施しているプログラムの内容等を説明する機会をいただき、自治体の方々にお話をさせていただきました。ご機会をいただきましてありがとうございました。性犯罪をした人が地域で立ち直っていくためには、地域における医療や福祉的支援が不可欠でございます。支援機関が少ないという課題がある現状でございますが、今後も関係機関の皆様と連携させていただけたらと思っております。

最後に、本日机上にチラシを配布させていただいておりますが、保護司の適任者確保や更生保護女性会への新規加入につながる取組としまして、関係団体の皆様にご協力をお願いしたいと思います。既に、先ほど、相模原市や横須賀市からご報告ございましたように、相模原市では、広報紙に掲載いただいたり、横須賀市には、退職者向けにチラシを配布するなどのご協力をいただいております。ありがとうございます。

ぜひ、その他の市町村の皆様や関係団体の皆様におかれましては、お持ちの広報ツール等を使用して適任者確保等について、広報のご協力をいただけたらと存じます。この件に関しては、保護観察所の民間活動支援班が窓口となっておりますので、何かございましたらこちらにご連絡をいただければと思います。

(小西座長)

ありがとうございます。持続可能な保護司制度の確立に向けた検討会報告書の推進状

況と県の市町村担当者研修会への参加、また、お願いということで更生保護についての取組を幅広く県や市町村でも広報などを通じて広く周知を図っていただきたいというご依頼もございましたので、その点につきまして、今日オブザーバーでも参画されている皆様もご検討いただければと思いますのでよろしくお願いいたします。続きまして、徳田委員お願いします。

(徳田委員)

弁護士会としましては、前回ご報告させていただいた内容とあまり変わりはないのですが、個々の刑事弁護活動において個々の弁護士が、例えば就労支援をお願いさせていただいて或いは、地域生活定着支援センターとの連携をお願いしたりというようなことをしている他、制度としましては、神奈川県社会福祉士会と協定を結んでおりまして、連携して刑事弁護の中での更生支援計画を立てていくというようなことをやっております。その場合、弁護士は国選弁護費用が出るのですが、福祉職の方は、その費用が出ておらずボランティアでやっていたいただいているということがございましたので、日弁連、或いは各弁護士会の各地方の弁護士会がその福祉職の方に費用を出すというような制度を持っています。それが始まったのは去年の4月からなのですが、そういった制度を作った結果、特に神奈川県では利用実績が多くて、具体的な数字は持ってきませんでしたけれども、全国的に見ても、ちょうど3、4番目ぐらいの利用実績があるということで、刑事弁護において、弁護士と福祉職が連携して更生支援についても色々な計画を作成しているというようなところも、皆様に知っておいていただければありがたいと思います。

さらに神奈川県弁護士会の今後の取組としては全国的には、作成した更生支援計画を矯正施設に引き継いで、かつ、その後通常の弁護活動は判決までなのですが、判決後も弁護士がご本人と関わり続けるというような取組がされています。例えば、東京は、判決後の弁護士の取組についても会からの費用を支弁したりして、弁護士が判決後も更生支援計画の実現に関われるような、本人に寄り添えるような制度を持っています。残念ながら神奈川県弁護士会ではそういった制度がまだできていないので、その辺りが今後の課題なのかなと思っております。

また、今日のお話の中でも相模原市のお話であるとか、検察庁のお話でもありましたが、具体的な更生支援計画を立てたり、本人の更生支援をするに当たっては市町村の担当者レベルとの連携は非常に重要だと思います。実際に高齢であったり障がいがあったりする方の支援、援護を実施する自治体の担当者が更生支援の意義や弁護士会と社会福祉士会の取組を理解していただくと非常にコーディネーターのような役割を果たしていただけて、環境調整が進み、更生支援が進んでいくのですが、市町村の担当者レベルの方は更生支援に関する知識があまりないという方も多く、その結果、支援が進んでいないと感じることがございますので、市町村の担当者レベルの方との勉強会などを実

施できたらいいのかなと思いますし、もちろん弁護士会としてもそういったお話があれば、ぜひ弁護士を派遣したいと思っています。場合によって今後、弁護士会の方からそういう場を設けて欲しいとお願いをさせていただくこともあるかもしれませんが、そういったところでも協力、連携できればいいかなと思っています。

(小西座長)

ありがとうございます。弁護士会としての更生支援計画作成への関わりや今後の展望として、判決後の寄り添い活動等についてお話いただきました。では、柳川委員お願いいたします。

(柳川委員)

今、各市町村では再犯防止推進計画をどうやって落とし込んでいくのか順次対応していると思うのですが、県下のほとんどの市町村は3年に1度の福祉のリーディングプランというものを計画として作るので、そのタイミングに合わない、また3年後にリーディングプランの中に再犯防止推進計画や更生保護を盛り込まなければいけないので、その辺りのすり合わせがとても大変だと思います。

私は県連の代表もやっていて、色々な地域の事情を聞いてみますと、リーディングプランの中でどうやって再犯防止をマッチさせていくのか、文言をどうやって作っていくのかという事前の検討にとっても時間がかかるわけですね。私は平塚市なのですが、平塚市のリーディングプランは150ページくらいあるのですが、皆さん専門職ではないなかで、再犯防止や更生保護をどうやって盛り込んでいくのか、また、今、社会的にも問題になっている高齢者の犯罪にどうやって取り組んでいくのか。

また、私たち保護司が最近悩んでいるのが、受刑者の身元引受人で環境調整をするのですが、社会や家族の希薄化の影響で、調査に行っても何回も身元引受人と会っても、上手くすり合わせができず帰住地がない状態になってしまっています。社会復帰させたいのですが、家族構成等が複雑化しているので、昔のように、家族だから引き受けるということも難しい時代になってきました。いずれ仮釈放で社会復帰するときには、家族が大切なんですと、我々保護司は優しく家族と向き合っているのですが、家族が拒否するケースも結構出てきているので、これも時代の流れかなと思っています。受刑者は、社会復帰を目指して一生懸命刑務作業等を行っている、どうしたら社会復帰や再犯防止につなげられるのかということは勉強してもまだ足りない部分がたくさんあります。

先ほど横浜保護観察所からお話のあった持続可能な保護司制度の確立に向けた検討会について、小西先生と私も法務省の構成員をやっている、令和6年10月3日に法務大臣室へ行き、報告書を出したのですが、14回あった検討会では、社会の希薄化で、どうやって再犯防止や更生保護を法律的に盛り込んでいくのかということについて、構成員全員が激論を交わしました。その中で、まだまだ更生保護というのは国民に理解

されないということや、なぜ犯罪をした人を助けるのか、犯罪被害者への支援も大切ということを考え、私たちも両天秤にかけられているような感じでございます。

入口支援の関係で、私も検察庁の方とヒアリングで何回かお話したこともあるのですが、入口支援の段階で、どういうふうに受刑者を福祉的支援に結びつけていくのか、ある程度道筋をつけてくれれば、私たちが担う出口の部分で、対象者と上手くすり合わせて寄り添って、更生の道を辿ることができるのかなとも考えるようになりました。

社会の希薄化と生活貧困について、私も福祉の関係で民生委員などやっていますが、身近で対応していると、だんだん孤立していく時代の怖さをととても感じます。そこで力になるのが行政だと思います。県をはじめ、各市町村がリーディングプランの中で再犯防止推進計画をどのような形でもいいいので盛込んでいただければ、私は嬉しいなと思っています。

（小西座長）

ありがとうございます。ご活動の中で、家族や社会の色々な変化をお感じになられている点と、今後の行政への期待や展望についてお話いただきました。続けて、松世委員お願いいたします。

（松世委員）

私ども更生保護女性会は、更生保護の心をもとに神奈川県下 49 地区会、およそ 4,000 人が地域のニーズに沿った活動を展開しています。

昨年ですけれども、12 月 13 日、県連としては、県下各地区から 180 名の参加を得て会員研修が開催されました。これは地区活動の活性化と、会員の資質向上を図ることを目的としています。地域との連携協同活動推進地区として、県内 6 ブロック、県連盟指定地区及び関東更生保護女性連盟、指定地区における犯罪予防や再犯防止、子育て支援活動などの実施計画を踏まえ、8 地区からの発表がありました。研修会は、自分たちの地区会で参考になる事案はないか真剣に勉強する場でもあります。

また、研修会では横浜保護観察所の中臣所長から再犯防止をテーマに、「想う、ときには足をとめ。生きづらさに寄り添う」についてご講演いただきました。再犯や非行をする人が抱える事情などわかりやすくお話してくださり、専門的な手当だけではなく、色々な面でサポートが必要であるということ、まさに更女会の活動について、大いに期待すると話され、私たちのやっている地道な活動が巡り巡って再犯防止に結びついていることを皆さんに知っていただけたかなと思っています。更女会のほっとけない精神で、地道な活動にやりがいを感じた人も多かったと思っています。

先ほど中原横浜保護観察所次長のお話の中にありました保護司会もそうでしょうが、更生保護女性会の会員減少に歯止めがかかりません。若い方の入会もないですし、会員の高齢化など会員人数は多くても、実際動いてくれる会員は本当に 4 分の 1 程度で、出

席してくださる方に毎回負担がかかっています。私どもは活動のたびに、チラシの中に更生保護女性会の活動を掲載しています。またお土産の中にも更女会のしおりを入れてお持ち帰りしてもらっていますけれども、果たしてそれに関心を持ってくださる方がどれほどいらっしゃるのか、神奈川県下 50 地区ありますが、今、その地区会の存続が危うくなってきております。私のところも高齢化が進み、会員確保に必死になっております。

私は川崎市ですが、川崎市の保護司会協議会の会長は年 2 回ほど保護司の活動を知ってみませんかというテーマでお話しする会を社会福祉協議会と横浜保護観察所の社会復帰対策官と一緒に開いてくれております。何人か、全く更生保護を知らない方がお見えになって、更生保護について知っていただく機会を得られています。私も参加しましたけれども、保護司というと、少しハードルが高いイメージがあるようです。だけど、更生保護女性会だと、そんなにハードルが高くて、世の中のためになる活動をやっていますと、私の名刺を差し上げて入会をお勧めしています。保護司会も女性会もそうですけれども、喫緊の課題は若い人の会員を増加させるということで、これからもその方面に力を注いでいきたいと思います。また、公の広報に更生保護の PR を是非載せていただけたらと思います。

(小西座長)

ありがとうございます。会員研修会の状況と会員の減少また高齢化への対応をどのように図られていらっしゃるのかご説明いただきました。続きまして、橋本委員お願いします。

(橋本委員)

BBS 会は、保護観察を受けている少年や悩みを抱えた子どもたちに対して、お兄さんお姉さんのような立場に関わる全国的なボランティア団体です。神奈川県内では、10 代、20 代のメンバーを中心に現在約 200 名の会員が所属し、10 地区の BBS 会が活動をしております。

令和 6 年度の取組に関しまして、4 つの数値も含めてご報告させていただきます。

1 点目が、保護観察を受けている少年や悩みを抱えた地域の子供たちと、BBS 会が一对一で関わるともだち活動です。令和 6 年度に横浜保護観察所からご依頼いただいたともだち活動は 3 件、地域の学校からご依頼いただいたともだち活動は 1 件で、合計 5 名の BBS 会員が活動を行いました。

2 点目としまして、料理やスポーツなどのレクリエーション活動についてで、BBS ではグループワークと呼んでいます。グループワークは、少年と BBS 会員が 20 名程度で交流する活動です。令和 6 年度は、計 4 回実施しまして、延べ 6 名の少年が参加しました。

3 点目としまして、県内の児童自立支援施設や児童養護施設への訪問活動です。こちらは月に 1 回継続的に実施しました。具体的には施設に入所している児童たちと、スポーツなどを通じた交流を毎月しています。

4 点目は、更生保護活動の広報ということで、横浜保護観察所や県内の保護司会、更生保護女性会の皆様と連携して、社会を明るくする運動に参加し、チラシなどを配布したほか、ホゴちゃんの着ぐるみを着て広報などを行いました。また、昨年 11 月には、横浜刑務所で開催された横浜矯正展に出展して、お餅をついて販売しました。こういった活動により、地域の方々に BBS や更生保護のことを知ってもらえればいいなという思いで、毎年出店しております。

令和 7 年の取組としましては、今、ご報告させていただいた 4 つの活動を途絶えることなく継続していくことで、様々な事情を抱えた少年や子どもたちへ、今後も寄り添っていきたいと思っております。新たな取組に関しましては、今模索しているところですが、関係機関の皆様と連携させていただき、BBS が現状まだ接点を持っていない少年や子どもたちと関われるような働きかけをすることで、より活動の幅を広げていきたいと考えております。

(小西座長)

ありがとうございます。会員の状況、また令和 6 年度の取組としてともだち活動やグループワークなどをご説明いただき、これらの活動を令和 7 年もさらに広げていきたいというお話をいただきました。では、志村委員お願いいたします。

(志村委員)

更生保護事業連盟は、県下 4 ヶ所の更生保護施設があります。川崎に 1 ヶ所、自立会で横浜に力行舎とまこと寮がありまして、小田原に報徳更生寮で 4 ヶ所あります。そこで刑務所、少年院等から帰ってきた人、社会に復帰するための協力活動を行うちょうど中間の施設になると思うのですが、なかなか社会では受け入れない、理解されない方が入ってきますので、いかに対応するかというところが一番大事だと思っております。

これからの更生保護施設は、今までもそうでしたが、社会に安心して戻ってもらうために協力する役割を担っていきたいと思っております。また、これまでの入所者は、働ける人が中心だったのですが、今はそういうわけにもいきません。障がいを持っている人や色々な問題を抱えている人、高齢者などが増えてきていますから、それを踏まえて、老人ホームまた病院等の役割も担わなければいけないのかなと思っております。

特に今年度から来年度にかけて、一度入所して社会に戻った人へのアフターフォローということで、協力支援活動をしています。月に 1、2 回訪問して、その後どういう生活をしているかなどアドバイスをしています。

また、更生保護施設では、人間誰しも悪い面だけではなく良い面もあるはずだという

考えを持つよう心がけていて、面接に行際はなるべく相手の良い点を引き出したり、これまで施設に寮生を受け入れるためには、全員一致としていたのですが、現在は、なんとか受け入れようという体制があれば、前向きに考えるようにしています。

行政は、土曜、日曜、祭日、夜間は休みで開いてないところが多い。そういうときに、再犯が起こりやすいので、困ったときに駆け込むところはないわけです。そういうときに、更生保護施設に来てもらって相談に乗り、場合によっては宿泊してもらい、食事をとってもらい、お風呂に入ってもらったりして、再犯が起こる一歩手前で受け入れて対処することも大事ではないかと思っております。一部の施設では既にやっておりますが、県下4ヶ所、これからまた話し合っってそういう体制でいけるよう考えていきたいと思しますので、皆さんご協力よろしくお願いいたします。

(小西座長)

ありがとうございます。更生保護施設の役割や展望についてお話いただきました。では、田中委員お願いします。

(田中委員)

まず、感謝と御礼です。今回、従来の県庁、県警本部の皆様に加えまして、オブザーバーとして13市町県内からお集まりいただき、素晴らしい画期的な会議になったと思っております。

更生保護法人神奈川県更生保護協会ですが、県内の更生保護の充実発展を目的としまして、更生保護事業法に基づいて、法務大臣の認可を受けて設立された非営利の民間団体であり、同法に基づく地域連携助成事業、通所・訪問型保護事業という二本立てで事業を担っております。

最近のトピックスといたしましては、昨年7月のこの会議でもご報告申し上げましたが、ウェブサイトを新しく開設させていただいたということでございます。これを県内の更生保護団体と一体的に運用することにより、連絡協力体制の強化や情報発信のツールとして活用していこうということです。さらに一歩進んで、地域にお住まいの方々の参加促進などに資すればと考えております。県の再犯防止推進計画、県社協、太田委員が所属する地域生活定着支援センター、横浜市社協、県内のダルクの施設などのリンクを貼らせていただいております。

この地域連携事業ということでは、先々週になりますが、更生保護関係の5団体の連携のための協議会というものを開催させていただきました。

また、県内の更生保護ネットワークということであれば、神奈川県内の地方議員を務める保護司さんの懇話会などがありまして、この総会と研修を昨年8月に行い、2月には第2回の研修を予定しています。

さらに、近年、県社協さんとの連携が大変進んでいることをありがたく思っております。

す。私ども更生保護協会それから、神奈川県保護司会連合会は、県社協の第2種、第3種正会員として、いわば裾野の部分で、県社協のメンバーに加えさせていただいております。令和5年度におきましては、「罪を犯した人たちの社会復帰を支える」という保護司活動の紹介動画を作っていただきました。また、令和6年度におきまして、保護司の適任者確保のためのリーフレットを作成していただきました。

なお、今日配布の福祉タイムズ月刊誌を拝見していたところ、驚いたのですが、昨年10月のところで法務省が「持続可能な保護司制度の確立に向けた検討会」報告書を公表したことが記事になっており、大変ありがたく思っている次第であります。

市町村の皆様へのお願いとしましては、再犯防止のための支援を必要としている人たちの数は、そんなに多いものではありません。ただ2つ問題があると思います。1つは、個別の問題が大変深くて、重層的、多分野にまたがっていることが多いということ。もう1つが、支援する私どもの側の問題ですが、知名度が低いということ。この2つが地方再犯防止を進める上で障害になっているというふうに考えております。そうしますと、今日、ご発表がありましたとおり、広報啓発関係について、自治体のお力をお借りできるというのは本当にありがたいことと思っております。特に相模原市におかれては、首都圏の9都県市の要望ということで、内容につきましては大変ごもっともなのと拝察しました。

最後に相模原市に開設されると承っているのですが、来年4月に全国初の地域交流型の少年院の開所が予定されているという報道がございました。今後開所された暁には、先ほどの相模原市再犯防止推進ネットワーク会議の構成員として位置付けられるのだと思うのですが、この辺り、今後矯正の方から、この会議におきましても情報共有いただければありがたいと思っております。何としても県のかつて3庁あった少年院がまた2庁に戻るということでございまして、県内更生保護団体を挙げて応援していますし、相模原市の中でも大きな存在感を示す施設になってくると思っておりますので是非とも情報共有をお願いしたいと思っております。

(小西座長)

ご活動のご紹介、どうもありがとうございました。では、最後に薬師寺委員お願いします。

(薬師寺委員)

本日、私どもの方からは3点資料を配付させていただいております。主だって、福祉タイムズの方で広報活動をしております。

今、地域福祉の中では、地域共生社会に向けた包括的な支援体制を市町村の行政が努力義務として構築しているところですが、社会福祉協議会、また社会福祉事業を営む社会福祉法人等が地域共生社会の包括的支援体制の構築に向けて、代表者同士の顔の

見える関係を改めて作ろうということで、地域ネットワークの強化事業について、本会会員を対象に行っております。その取組についても広報誌で取り上げておりますので、それを参考に配布をさせていただいております。

また、社会福祉の分野等も関連してきますが、研修会のチラシのご案内でございます。女性支援法ができ、福祉関係者も理解を深めていくということで、この会議の場もそうですが、様々な関係者が横のつながりを作っていくという視点でリレートークで行わせていただきますので、ぜひご興味ある方、ご参加いただけますと幸いです。

また、本日各関係者の皆様から広報の協力依頼がありましたが、保護司を含めまして、また何か機会ありましたら、福祉タイムズでぜひご協力させていただければと思います。

(小西座長)

ありがとうございます。福祉タイムズ等についてご紹介いただきましてありがとうございました。

本日の議事は以上をもちまして終了とさせていただきます。進行を事務局にお返しいたします。

(事務局)

事務局から事務連絡がございます。今年度の会議は、今回が最終となります。次回、来年度の第1回会議は8月以降の開催を予定しておりますので、よろしくお願いします。なお、来年度の開催回数は1回の予定です。

4 閉会

(春川地域福祉課副課長)